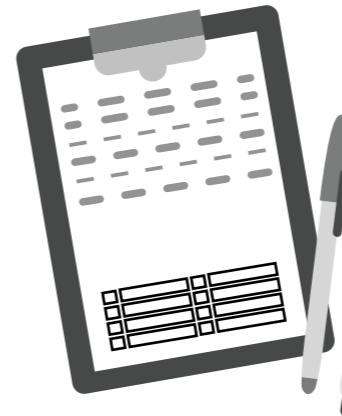


年末年始の窓口受付情報



八峰町役場の年末年始の休日は、12月29日から1月3日までとなっています。窓口業務については、この期間中でも次のとおり受付しています。



●婚姻届・離婚届

婚姻届・離婚届の受付は宿直で行いますので、いつでも届出できます。なお、年末年始に届出を予定されている人は、あらかじめ用紙を受け取り、休日前に戸籍担当係へご相談ください。

●死亡届・斎場使用許可申請

死亡届はいつでも届出できますので、事前に連絡のうえ、役場の当直までお越しください。斎場は1月1日のみ休みとなります。

●出生届

出生届は届出期限が2週間以内となっています。なるべく1月4日以降に届出してください。

休日の連絡先		休日の提出先	
八森庁舎 ☎77-2111	峰栄館 ☎76-2111	八森庁舎 ☎77-2111	埴川出張所 ☎76-2112

平成17年国勢調査第1次基本集計結果から見た八峰町の現状

平成17年10月1日現在で、全国一斉に行われた国勢調査の第1次集計結果が総務省統計局から公表されました。八峰町の総人口は前回の平成12年調査に比べて686人減少し9,012人、世帯数は12世帯減少して2,984世帯でした。この調査の内容を検証して八峰町の現状を考えてみましょう。

全国では人口増加率が過去最小、八峰町では人口減少率が7.1%と、国勢調査は日本に住んでいる全ての人を対象に、5年ごとに行われる大規模な調査で、今回の公表により総人口や年齢別人口、世帯数が確定したことになります。

日本の総人口は1億2,776万7,994人で、前回の平成12年調査に比べて842,151人、0.7%増加しました。人口増加率は昭和55年以降低下を続け、この5年間は調査開始以来最も低くなっています。

八峰町の総人口は前回の平成12年調査に比べて686人減少し9,012人、世帯数は12世帯減少して2,984世帯で、人口減少率は7.1%減

となりました。

進む少子高齢化、家族形態の変化

人口を年齢別に見てみると、年少人口(15歳未満の人口)は前回調査より255人減少し、総人口に対する割合も1.8%低くなっていて、20年前に比べると約半減したことになります。

また、老年人口(65歳以上の人口)は前回調査より173人増加、総人口に対する割合も4.1%増加し32.7%となりました。秋田県全体の高齢人口割合が26.9%であることから、大幅に高齢化が進んでいるといえます。

世帯数では、2,984世帯で前回と比べると12世帯減

少ししましたが、1世帯当りの家族数が3.24人から3.02人と減少し、核家族化が進んでいることがわかります。

調査結果は今後のまちづくりに活かされます

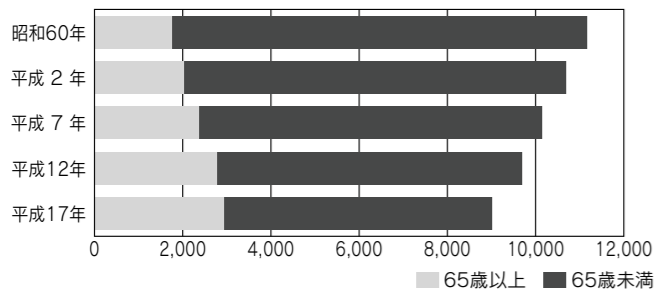
八峰町では年々人口が減少し、過疎化や少子高齢化が加速化しています。この結果を、八峰町総合振興計画の策定などに活かし、「白神の自然と人」とつくるやすらぎのまちを目指し、生活環境の向上や産業や観光の振興、少子

高齢化に対応した福祉の充実に努めていきます。

注意

国勢調査では調査日前後において3か月以上町外で暮らしている人は調査の対象になりませんので、毎月、広報でお知らせしている住民基本台帳の人口とは異なります。

八峰町の人口と65歳以上の人口推移



年齢別人口と割合

年		年齢別人口と割合			合計
		15歳未満	15~64歳	65歳以上	
昭和60年	人口(人)	2,130	7,264	1,758	11,152
	割合(%)	19.1	65.1	15.8	100.0
平成2年	人口(人)	1,793	6,855	2,029	10,677
	割合(%)	16.8	64.2	19.0	100.0
平成7年	人口(人)	1,475	6,292	2,371	10,138
	割合(%)	14.5	62.1	23.4	100.0
平成12年	人口(人)	1,260	5,664	2,774	9,698
	割合(%)	13.0	58.4	28.6	100.0
平成17年	人口(人)	1,005	5,060	2,947	9,012
	割合(%)	11.2	56.1	32.7	100.0

年賀状印刷承ります

電話での注文で年賀ハガキお立替致します。ご自宅に配達致します。お気軽にどうぞ。

八峰町障害福祉指定店 各眼科処方箋取扱店
補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

吉田時計メガネ店

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034

皆川薬局



どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆川鉄治・皆川真実

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日

介護保険認定者の「障害者控除」及び「特別障害者控除」認定について

高齢者(65歳以上の者)については、所得税法及び地方税法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者のほか、身体障害者に準ずる者として市町村長が認定をすると、障害者控除の対象となります。

平成18年分の障害者控除対象者認定については、庁舎火災による関係書類の消失で作業が遅れており、証明書の発行が年明けとなる見込みです。

つきましては、これまで年末調整で障害者控除の手続きを行っていた方は、確定申告していただくこととなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、対象となる方へは、12月中旬に申請書を送付いたしますので福祉課(八森庁舎)または埴川出張所へ提出してください。

区分	状態	控除額
障害者控除	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が「知的障害者等」又は「身体障害者」に準ずる者	27万円
特別障害者控除	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が「重度の知的障害者等」又は「1級又は2級の身体障害者」に準ずる者	40万円

上記の控除を受けられる扶養高齢者は、平成18年分の所得金額が38万円以下の方です。

問い合わせ先 福祉課保険年金係 (八森庁舎 ☎77-2111)